国会が速やかに１人別枠方式を廃止し，選挙権の平等にかなう立法的措置を講じない場合には，将来提起された選挙無効請求事件において，当該選挙区の結果について無効とすることがあり得ることを付言すべきである。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　竹﨑　博允
裁判官　古田　佑紀
裁判官　那須　弘平
裁判官　田原　睦夫
裁判官　宮川　光治
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　竹内　行夫
裁判官　金築　誠志
裁判官　須藤　正彦
裁判官　千葉　勝美
裁判官　横田　尤孝
裁判官　白木　勇
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　寺田　逸郎

当　事　者　目　録

上　告　人　奥山　弘
同訴訟代理人弁護士　升永　英俊
久保利英明
田中　克郎
伊藤　真
奥山　倫行
被　上　告　人　北海道選挙管理委員会
同代表者委員長　永井　利幸
同指定代理人　須藤　典明
東　亜由美
近藤　裕之
平井　直也
真野　弘昭
大西　勇
清水　亜希
佐藤　栄一
高木　紀明
岩間　久哉
吉田　隆
清水　敬二
山田　昌弘
西本　研一
端場　誠

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３７号
福岡市西区壱岐団地137番２号
債務者　齋藤　勇人
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　孝久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１５号
福岡市東区青葉２丁目２番43―202号、前住所福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番８―103号
債務者　浅海　正子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９号
熊本県葦北郡芦北町大字湯浦143番地24
債務者　荒木　祐子（旧姓小﨑）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第８６９号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目21番８―501号
債務者　山田　朋則
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９０１号
大阪市西成区花園北２丁目１番17号　昭和グランドハイツ第２花園208号、住民票上の住所大阪市阿倍野区共立通１丁目２番３号
債務者　薮内　孝史
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９０７号
大阪市鶴見区放出東３丁目30番34号
債務者　ケー・ジー・エスこと　吉野　佳香
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２８号
横浜市緑区中山町822番地13
債務者　飯田　貴志
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田丸　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６号
神奈川県横浜市神奈川区子安通２丁目216番地２　チェスターハウス新子安801号、申立時の住所兵庫県川辺郡猪名川町白金１丁目118番地５
債務者　津田　英明
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井希千与
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６０１号
横浜市港北区下田町５丁目６番９号
債務者　歌崎　康子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠矢　登
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２１６号
大阪市平野区瓜破東１丁目１番35号　グレーシー平野南404、前住所大阪市此花区伝法４丁目４番３号
債務者　中西　剛
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６９１号
大阪市福島区玉川１丁目５番２―904号
債務者　奥村　幸生
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部